

東京大学との基本協定の変更について

1. 主旨

平成21年3月6日に締結した「(仮称)南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校周辺道路及び東京大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)について、用地取得や整備工事に関する事項を変更する必要が生じたため、基本協定の一部を変更する。

2. これまでの経過

区では、広域避難場所に指定されている東京大学教育学部附属中等教育学校一帯を中心とした防災拠点の形成を目指し、東京大学との相互協力のもと、避難場所の防災機能の向上を早期に図るため、(仮称)南部防災公園の整備及び学校周辺の道路整備を円滑に進めることを目的とした基本協定を締結した。

平成21年度に公園用地A部分を購入する予定であったが、土地の売買価格が合意できず、平成22年度に当該用地を購入した。また、公園用地B部分や周辺道路用地については、海洋研究所の除却や学校施設の移転計画の変更に伴い、それぞれ用地の取得時期を調整したところである。

さらに、道路整備にかかる樹木、塀や地中埋設物の撤去や移設工事について、区の補償代行工事を予定していたが、景観に配慮した施設整備を実現したいとの東京大学からの要望により、金銭補償による東京大学の施行に変更する。

3. 変更協定の内容

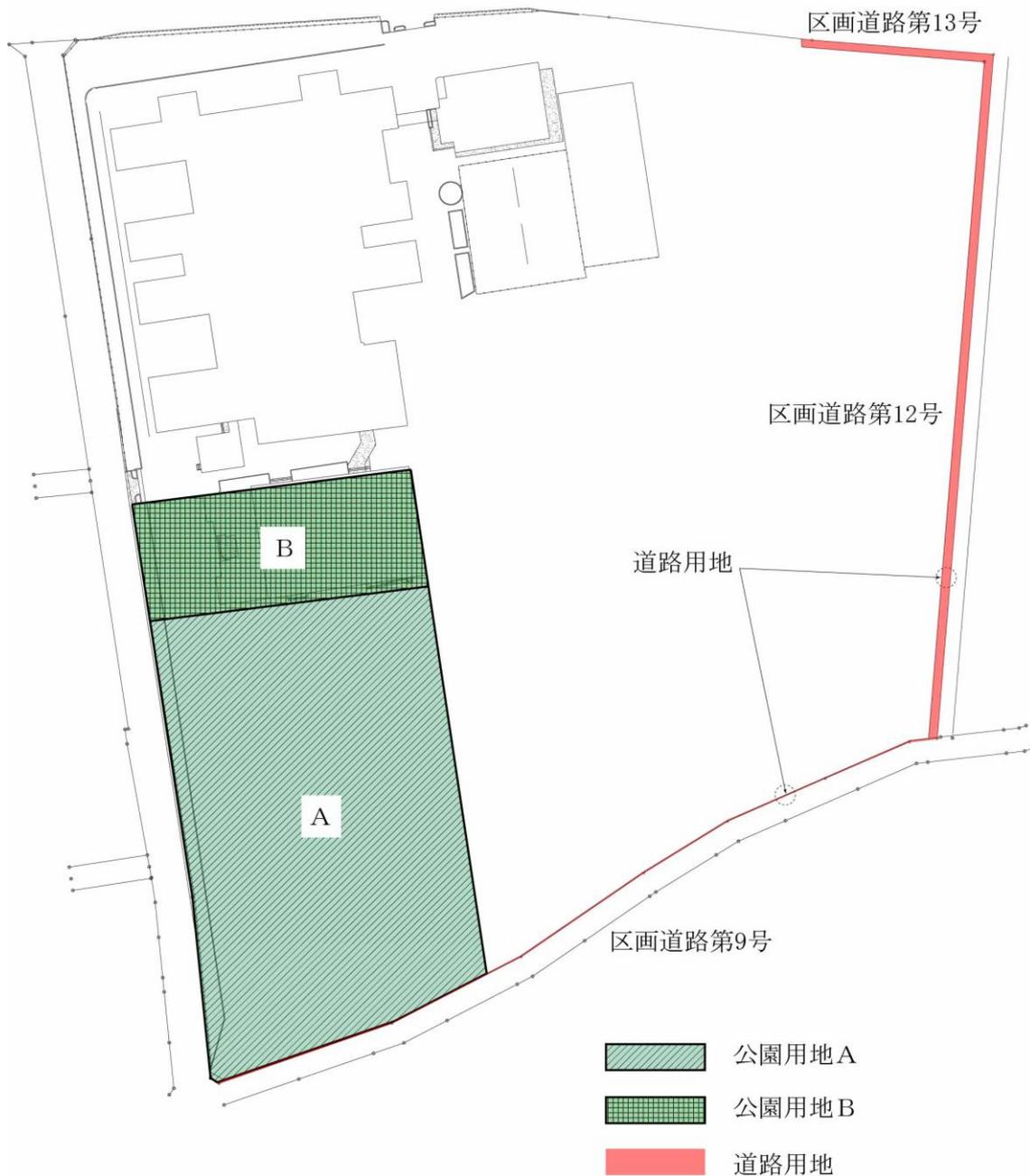
変更協定書(別紙1)

新旧対照表(別紙2)

基本協定書(別紙3)

別 図

中野区南台一丁目28番1 略図



(仮称) 南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校周辺道路及び
東京大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本協定書の一部を変更する協定書

中野区（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 3 月 6 日付けで締結した（仮称）南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校周辺道路及び東京大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第 1 条 原協定書第 4 条中「東京大学海洋研究所の移転にあわせて、平成 21 年度に公園用地 A 部分、平成 22 年度に道路用地、平成 23 年度に」を「平成 22 年度に公園用地 A 部分、平成 24 年度に道路用地及び」に改める。

第 2 条 原協定書第 6 条中第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

- 2 乙は、道路の整備に伴う学校等敷地内の樹木の移植等工事並びに塀及び地中埋設物の移設等工事を行うものとする。
- 3 前項に掲げる工事の費用について、甲は、乙に第 5 条に規定する公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱に準じ金銭によって支払うものとする。
- 4 甲は、第 2 項の作業が円滑に行われるよう協力するものとする。

協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、双方 1 通を保有する。

平成 24 年 月 日

東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号
甲 中野区
代表者 中野区長 田中 大輔

東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号
乙 国立大学法人東京大学
東京大学総長 濱田 純一

(仮称) 南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校周辺道路及び
東京大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本協定書新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (用地の取得)</p> <p>第4条 甲又は甲の依頼を受けた中野区土地開発公社は、<u>平成22年度に公園用地A部分、平成24年度に道路用地及び公園用地B部分を乙から取得するものとする。</u></p> <p>第5条 (略) (道路整備及び樹木移植等の内容)</p> <p>第6条 道路の整備は、南台一・二丁目地区防災街区地区計画に基づき、学校等の敷地の南側、東側及び北側に接道する区画道路第9号(南側)、区画道路第12号(東側)及び区画道路第13号(北側)を計画中心線から3m学校等の敷地内に拡幅整備することにより行う。</p> <p><u>2 乙は、道路の整備に伴う学校等敷地内の樹木の移植等工事並びに塀及び地中埋設物の移設等工事を行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項に掲げる工事の費用について、甲は、乙に第5条に規定する公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱に準じ金銭によって支払うものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、第2項の作業が円滑に行われるよう協力するものとする。</u></p> <p>5 工事をすすめるにあたっては、双方十分協議し、合意を図りながら行うものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (用地の取得)</p> <p>第4条 甲又は甲の依頼を受けた中野区土地開発公社は、<u>東京大学海洋研究所の移転にあわせて、平成21年度に公園用地A部分、平成22年度に道路用地、平成23年度に公園用地B部分を乙から取得するものとする。</u></p> <p>第5条 (略) (道路整備及び樹木移植等の内容)</p> <p>第6条 道路の整備は、南台一・二丁目地区防災街区地区計画に基づき、学校等の敷地の南側、東側及び北側に接道する区画道路第9号(南側)、区画道路第12号(東側)及び区画道路第13号(北側)を計画中心線から3m学校等の敷地内に拡幅整備することにより行う。</p> <p><u>2 甲は道路整備に伴う学校等敷地内の樹木の移植工事及び塀や地中埋設物などの工作物の撤去、移設等の工事を行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項に掲げる工事費用は甲の負担とする。</u></p> <p><u>4 乙は第2項の作業が円滑に行われるよう協力する。</u></p> <p>5 工事をすすめるにあたっては、双方十分協議し、合意を図りながら行うものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>

(仮称) 南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校周辺道路
及び東京大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本協定書

中野区（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、（仮称）南部防災公園並びに東京大学教育学部附属中等教育学校及び同大学海洋研究所周辺道路の整備に関する基本事項について、以下のとおり定める。

（基本となる考え方）

第1条 この協定は、東京都が広域避難場所に指定した東京大学教育学部附属中等教育学校及び東京大学海洋研究所（中野区南台一丁目28番1）（以下「学校等」という。）を中心とした防災拠点の形成を目指し、東京都市計画南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画（以下「地区計画」という。）に基づき、甲乙相互に協力して公園及び道路の整備を円滑に進めることを目的とする。

（位置）

第2条 公園用地及び道路用地の位置は、別図のとおりとする。

（面積）

第3条 公園用地の面積は、道路用地を除いて10,000㎡以上とする。

2 公園用地は、別図のとおりA部分及びB部分からなる。

（用地の取得）

第4条 甲又は甲の依頼を受けた中野区土地開発公社は、東京大学海洋研究所の移転にあわせて、平成21年度に公園用地A部分、平成22年度に道路用地、平成23年度に公園用地B部分を乙から取得するものとする。

（施設機能の補償）

第5条 公園予定地及び道路予定地に存する学校機能（体育館、野球場、テニスコート、バレーコート、陸上トラック等既存施設の機能）の補償は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）」に準じ金銭によって行う。なお、既存施設の機能回復が図られるまでの間は、甲は乙に対して既存施設を無償で使用させるものとする。

(道路整備及び樹木移植等の内容)

第6条 道路の整備は、南台一・二丁目地区防災街区地区計画に基づき、学校等の敷地の南側、東側及び北側に接道する区画道路第9号(南側)、区画道路第12号(東側)及び区画道路第13号(北側)を計画中心線から3m学校等の敷地内に拡幅整備することにより行う。

- 2 甲は道路整備に伴う学校等敷地内の樹木の移植工事及び塀や地中埋設物などの工作物の撤去、移設等の工事を行うものとする。
- 3 前項に掲げる工事費用は甲の負担とする。
- 4 乙は第2項の作業が円滑に行われるよう協力する。
- 5 工事をすすめるにあたっては、双方十分協議し、合意を図りながら行うものとする。

(測量等の作業)

第7条 甲は、公園及び道路の整備並びに用地取得に必要な測量等を甲の負担で行う。

- 2 乙は、前項の作業が円滑に行われるよう協力する。

(苦情等の処理)

第8条 公園及び道路の整備等に当たり、第三者から苦情等が発生した場合には、甲乙の協議により、共同して処理する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈等に疑義が生じた場合は、本協定の趣旨を踏まえ、甲乙の協議により定めるところによる。

協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方1通を保有する。

平成21年3月6日

東京都中野区中野四丁目8番1号
甲 中野区
代表者 中野区長 田中 大輔

東京都文京区本郷七丁目3番1号
乙 国立大学法人東京大学
東京大学総長 小宮山 宏